

過去問プラス^{PLUS} 憲法 No. 1

国税専門官 2016

難易度 ★

頻出度 ★★★



参考項目 憲法ザ・ベスト プラス #12 #13

問題

経済的自由権に関するア～オの記述のうち、適切なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 財産権に対する規制が憲法第 29 条第 2 項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較衡量して判断すべきものであるとするのが判例である。
- イ. 憲法第 29 条第 3 項の「公共のために用ひる」とは、学校、鉄道、道路等の公共事業のために私有財産の収用等を行うことを意味しており、特定の個人が受益者となる場合はこれに当たらないとするのが判例である。
- ウ. 憲法第 22 条第 2 項は、外国に移住する自由を保障しているが、外国へ一時旅行する自由も同項により保障されるとするものが判例である。
- エ. 憲法第 22 条第 2 項は、国籍離脱の自由を認めており、その中には無国籍になる自由も含まれていると一般に解されている。
- オ. 租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理なものでない限り、これを憲法第 22 条第 1 項の規定に違反するものということとはできないとするのが判例である。

- 1. ア、ウ
- 2. イ、エ
- 3. エ、オ
- 4. ア、イ、エ
- 5. ア、ウ、オ

正解 5

本問は、経済的自由権全般の知識を問う問題です。国税専門官や財務専門官でよく見られるパターンなのですが、経済的自由権という大きなカテゴリの中で職業選択の自由や居住移転の自由、国籍離脱の自由、財産権などを横断的に問う形式となっています。

過去問プラス^{PLUS} 憲法 No. 1

解説

- ア. 適切である。判例は、財産権に対する規制の合憲性は、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較衡量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした比較衡量に基づく判断を尊重すべきであるから、①立法の規制目的が社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は②規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違反し、無効となる、としている（最大判昭62・4・22、森林法共有林事件）。
- イ. 適切でない。特定の個人が受益者となる場合も憲法第29条第3項の「公共のために用ひる」に当たるとするのが判例である（最判昭29・1・22）。要するに、広い意味で社会公共のためになっていればよいと考えるのである。
- ウ. 適切である。判例は、憲法22条1項は国内における移動の自由を保障し、22条2項は外国への移動の自由を保障しているとして、海外渡航（海外旅行）の自由も、憲法22条2項で保障されているとした（最大判昭33・9・10）。学説上は、他にも22条1項で保障されているとする説や、13条で保障されているとする説がある。
- エ. 適切でない。憲法第22条第2項は、国籍離脱の自由を認めているが、これは無国籍になる自由をも含む趣旨ではない。
- オ. 適切である。判例は、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、立法府の判断が、政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り、これを憲法22条1項の規定に違反するものということとはできない、としている（最判平4・12・15、酒類販売免許制事件）。